

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成24年2月14日

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会
会 長 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

第64回全国植樹祭宿泊・輸送等業務

(2) 業務の内容

平成24年2月に第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が策定した第64回全国植樹祭基本計画、及び第64回全国植樹祭宿泊・輸送基本計画（以下「基本計画等」という。）に基づき、当大会における招待者等の宿泊・輸送等に関する業務を行う。

詳細は、別に定めて公表する「第64回全国植樹祭宿泊・輸送等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項」（以下「プロポーザル実施要項」という。）及び「第64回全国植樹祭宿泊・輸送等業務仕様書」による。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から平成25年3月31日（日）まで

※平成24年8月上旬までに、第64回全国植樹祭実施計画案の中間検討に必要な提案を行うこと。また、平成24年12月の第64回全国植樹祭実施計画案の最終検討に向けて随時必要な提案を行うこと。

(4) 委託金額（平成24年度）

10,996千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) その他

平成25年度においても引き続き本事業を実施する予定であるが、契約は単年度とする。平成25年度の業務に係る委託金額は、本業務で策定する実施計画等に基づき所要額を積算の上、決定する。

なお、平成25年度における業務の契約継続を保証するものではない。

2 プロポーザル参加者の資格要件

(1) 単独企業による参加の場合は、以下の条件をすべて満たしているものとする。

ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有すること。

イ 平成21年12月1日付鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格のうち大分類36（運送・旅客業）、小分類03（旅行代理及び旅客業）を有すること。

ウ 平成14年以降に皇室関係行事の宿泊・輸送等に関する業務実績があること。

- エ 鳥取県が定める「鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱」に規定する入札参加停止措置を受けていないこと。
 - オ 企画提案書受付期間以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (2) 共同企業体（JV）による参加の場合、以下の条件をすべて満たしているものとする。
- ア 共同企業体のうちいずれかの構成企業が上記（1）ア～ウの条件を満たしていること。
 - イ 共同企業体のすべての構成企業が上記（1）エ、オの条件を満たしていること。

3 プロポーザル手続等の説明会と質問の受付及び回答

(1) 説明会の開催

参加希望者を対象に、このプロポーザルに係る説明会を開催する。

- ア 日時
平成24年2月21日（火）午後1時30分から
- イ 場所
鳥取県庁第2庁舎4階第33会議室（鳥取市東町1丁目271）
- ウ 参加人数
1社につき3名以内
- エ 申込方法
参加を希望する者は、平成24年2月20日（月）午後5時までに、プロポーザル実施要項別冊2「様式集」に定める「説明会参加申込書」（様式1）をファクシミリ又は電子メールで提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。
- オ 提出先
10に記載のとおり

(2) 質問の受付及び回答

このプロポーザル手続に関する質問、それに対する実行委員会の回答は以下のとおり行う。

- ア 受付期間
平成24年3月6日（火）午後5時まで
- イ 提出方法
質問の内容を簡潔にまとめ、プロポーザル実施要項別冊2「様式集」に定める「質疑書」（様式2）により、電子メールで提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。
- ウ 提出先

10に記載のとおり

エ 回答

平成24年3月13日（火）までに、随時、質問者へ電子メールで回答し、併せて当実行委員会のホームページに掲載する。

4 プロポーザル参加表明書等の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加表明書等を以下のとおり提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 提出方法

ア 持参又は書留郵便に限る。

イ プロポーザル参加表明書の受理書送付用として、返信先を明記した封筒（返信用切手貼付）を併せて提出すること。

ウ 持参による提出の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとし、下記の書類提出先まで提出すること。

エ 書留郵便による提出の場合は、下記提出期限の日までに必着とする。

(2) 提出書類

プロポーザル実施要項別冊2「様式集」に定める以下の書類を各1部（共同企業体の場合は、その構成企業ごとにアを除く書類を各1部）を提出すること。

ア プロポーザル参加表明書（様式3）

イ 誓約書（様式4）

ウ 企業概要（様式5）

エ 業務実績書（様式6）

(3) 提出先

10に記載のとおり

(4) 提出期限

平成24年3月9日（金）

(5) その他

プロポーザル参加表明書を提出した者で、2（1）イに掲げる資格要件に該当していない者は、平成24年3月9日（金）午後5時までに鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課に申請書を提出し、6（3）の企画提案書の提出期限までに当該登録を受けておくこと。

5 企画提案書の作成方法等

(1) 基本的な考え方

ア 企画提案書は、平成24年度と平成25年度の業務を併せた内容とすること。

イ 企画提案書の作成に当たっては、基本計画等やその他の関連資料等を十分に理解

した上で行うこと。

ウ 基本計画等に記載された内容について、専門的視点から経済性及び実現性等を精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。

エ 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じることを前提とする。

(2) 企画提案書及び添付書類

企画提案書及び添付書類は、以下のとおり作成し、プロポーザル実施要項別冊 2「様式集」に定める「企画提案書の提出書」(様式 7) に添えて提出すること。

ア 企画提案書

(ア) 内容は、プロポーザル実施要項別冊 1「附属資料」に基づいて作成すること。

(イ) 図表等を用いて分かりやすく表現すること。

(ウ) A 4 判両面印刷を基本とし、A 3 判見開きの場合は片面印刷により作成すること。

(エ) 企画提案書のページ数の上限は定めない。

イ 添付書類

(ア) 宿泊施設関係資料(当日及び各リハーサル別に作成・様式 8)

(イ) バス・ハイヤー関係資料(当日及び各リハーサル別に作成・様式 9)

(ウ) 運営体制役割分担表(様式 10)

(エ) 業務推進体制(様式 11)

(オ) 経歴書(総括責任者)(様式 12)

(カ) 経歴書(主任担当者)(様式 13)

(キ) 本業務実施スケジュール(任意様式)

(ク) 共同企業体協定書の写し(共同企業体の場合のみ・任意様式)

(ケ) 構成団体の業務分担がわかるもの(共同企業体の場合のみ・任意様式)

ウ 本業務概算見積書(企画提案した内容を実施するために必要な経費について、その内訳はできる限り詳細な項目分類をして、平成 24 年度と平成 25 年度に分けて見積書を任意様式で作成すること。)

(3) 提出部数

ア 企画提案書 20 部

イ 添付書類 20 部

ウ 本業務概算見積書 正本 1 部・副本 19 部

(4) 留意事項等

ア 1 提案者が複数の企画提案をすることは、認めないものとする。

イ 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。

ウ 提出書類がプロポーザル実施要項に示された条件に適合しない場合は、当該企画提案書を無効とすることがある。

- エ 虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とする。
- オ 企画提案書の提出後は、記載内容の変更を認めないものとする。
- カ 提出された企画提案書は返却しないが、無断で他に使用しないものとする。

6 企画提案書の提出方法等

(1) 提出方法

- ア 持参又は書留郵便に限る。
- イ 企画提案書の受理書送付用として、返信先を明記した封筒（返信用切手貼付）を併せて提出すること。
- ウ 持参による提出の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとし、下記の書類提出先まで提出すること。
- エ 書留郵便による提出の場合は、下記提出期限の日までに必着とする。

(2) 提出先

10に記載のとおり

(3) 提出期限

平成24年3月16日（金）

7 審査方法

実行委員会はプロポーザル審査会を設置し、その審査委員がプロポーザル実施要項に示す審査基準に基づいて書類及びプレゼンテーションを評価・得点化し、順位付けをする。最も高い得点を獲得した者を最優秀企画提案者として選定する。

8 契約方法

実行委員会は、7により最優秀企画提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議も含む。協議が不調の時は、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、規則第112条第3項の規定を準拠して、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。ただし、鳥取県が定める「鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱」に規定する入札参加停止措置を受けている等の理由で契約を締結しない場合があるが、実行委員会は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

9 その他

- (1) 2に規定する参加要件を満たさない者が提出した企画提案書等は無効とする。
また、このプロポーザルの手続中に2に規定する参加要件を満たさなくなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わない。
- (2) 企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションに伴う費用等、このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は企画提案者の負担とする。
- (3) 著作権の取扱い
 - ア 選定された企画提案者の企画提案に係る著作権は、実行委員会に帰属するものとする。なお、選定された企画提案者の企画提案書及びプレゼンテーション資料の電子ファイルを後日提出すること。
 - イ 実行委員会は企画提案者に対して、企画提案に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) このプロポーザルにおいて提出された書類は返却しない。

10 問合せ先・各種書類提出先

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会事務局(鳥取県農林水産部森林・林業総室内)
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7648
ファクシミリ 0857-26-7308
電子メール shokuzyu1@pref.tottori.jp